

# 名古屋港管理組合公報

平成18年8月1日  
(火曜日)  
第377号

## 目次

### 告示

○港湾法に基づく放置の行為を禁止する区域及び物件の指定…………… 1

### 訓令

○工事施行規程の一部改正…………… 1

### 雑報

○名古屋港管理組合海の日記念式典表彰…………… 4

## 告示

### 名古屋港管理組合告示第38号

港湾法(昭和25年法律第218号)第37条の3第1項の規定に基づき、港湾の開発、利用又は保全上支障のある放置等の行為を禁止する区域及び当該区域内において放置等の行為を禁止する物件を次のように指定し、平成18年8月12日から施行する。

平成18年8月1日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

#### 1 放置等禁止指定区域

名古屋港南5区(北緯34度57分45秒・東経136度49分23秒の地点、北緯34度57分42秒・東経136度49分29秒の地点及び北緯34度57分37秒・東経136度49分25秒の地点を結ぶ線並びに知多市緑浜町2番5の陸岸に囲まれた海面)

#### 2 放置等禁止指定物件

船舶及び係留施設等工作物

## 訓令

### 訓令第2号

組合内一般

工事施行規程(昭和三十九年訓令第十二号)の一部を次のように改正する。

平成十八年八月一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

第九条第一項中「課長」を「工事施行課長」に改める。

第三十一条に次の一項を加える。

2 工事の完了に先立つて引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。以下同じ。)がある場合においては、当該指定部分の工事が完了したときについても、前項と同様とする。

第三十三条を次のように改める。

(工事成績の評定)

第三十三条 監督職員は、工事が完了したときは、工事成績の評定を行うものとする。ただし、工事の規模又は性質により、その必要がないと認めたものにあつては、この限りでない。

第四十三条第一項及び第二項を次のように改める。

検査職員は、完了検査(指定部分の工事の完了に係る検査を含む。以下同じ。)を行つたときは、完了検査調書(様式第二十六号)を担当部長に提出しなければならない。この場合において、検査の結果その給付に不完全な部分があり、修補の必要があると認めるときは、完了検査調書に修補調書(様式第二十六号の二)を添えて提出するものとする。

2 担当部長は、前項の修補調書の提出があつた場合で、完

了検査の結果が不合格と認めるときは、請負者に対して完全履行を要求するとともに、監督職員に対してその旨を通知しなければならない。

第四十三条中第六項を削り、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「監督職員は、」の下に「前項の規定により指示された」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 検査職員は、修補の必要がある場合で、その内容が軽易であると認めるときは、第一項後段の規定にかかわらず、請負者に期限を定めて修補指示書（様式第二十七号）により修補を指示するとともに、その旨を監督職員に通知し、かつ、完了検査調書及び修補指示報告書（様式第二十七号の二）を担当部長に提出しなければならない。

第四十四条を次のように改める。

（工事成績の評定）

第四十四条 検査職員は、完了検査を実施したときは、工事成績の評定を行うものとする。ただし、工事の規模又は性質により、その必要がないと認められたものにあつては、この限りでない。

第四十五条後段を次のように改める。

この場合において、第四条第一項中「及び事務所長」とあるのは、「企画調整室環境保全センター所長及び事務所長」と読み替えるものとする。

第四十五条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、担当部長が当該委託業務を主管するときは、監督事項にあつては担当部長が、検査事項にあつては建設部長がこれを行う。

第四十六条中「課長」を「工事施行課長」に、「様式第二十九号」を「様式第二十八号」に改める。

第四十七条第一項中「課長」を「工事施行課長」に改める。

様式第二十一号中「下記工事について、既済部分の検査を行い、契約金額の %に相当する給付がなされたことを確認しました。」を「既済部分の検査結果については、下記の

とおりです。」に、

出来形検査	年 月 日
-------	-------

を

「

出来形検査	年 月 日
-------	-------

に改める。  

検査結果	出来高	%
------	-----	---

」

様式第二十三号中「下記工事について、部分検査を行い、監督職員の確認どおり、工事の一部が完成していることを確認しました。」を「部分検査の結果については、下記のとおりです。」に、

「

部分検査	年 月 日
------	-------

を

「

部分検査	年 月 日
完了部分	
検査結果	

に改める。」

様式第二十六号中「下記工事について、完了検査を行い、契約の内容に適合した給付があつたことを確認しました。」を「完了検査の結果については、下記のとおりです。」に、

「

完了検査	年 月 日
------	-------

を  

完了検査	年 月 日
検査結果	

」

「

年 月 日
-------

に改める。」

様式第二十六号の次に次の様式を加える。

様式第26号の2 (第43条関係)

## 修 補 調 書

年 月 日

様

検査職員 ⑩

検査職員 ⑩

完了検査の結果、修補の必要があると認める内容は、下記のとおりです。

記

工事名		
	不完全な給付内容	修補をさせる内容

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第二十八号を削り、様式第二十九号を様式第二十八号とする。

**附 則**

(施行期日)

1 この訓令は、平成十八年八月一日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令施行の際この訓令による改正前の工事施行規程第三十一条の規定に基づいて完了届を受理した工事については、改正後の工事施行規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**雑 報**

平成18年7月17日に、名古屋港の親しまれる港づくり、海事文化思想の普及に関し顕著な功績のあった下記の方々が表彰されました。

記

親しまれる港づくり功労	金 丸 重 雄 (港区各種団体連絡協議会前会長) 日本一輪車協会名古屋支部
海事文化思想普及功労	中部ボトルシップ愛好会

(敬称略)

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

**名古屋港管理組合**